

生活保護は、「最低生活の保障、だから ケアプランは“上限の6割”」「あなたは使いすぎ」

北九州市社会保障推進協議会（社保協）は、市の保護課との懇談をおこないました。

介護が必要な生活保護利用者に対するケアプランに、国の「介護の適正化事業」で臨時的に雇用されたケアマネが「一般の人は全国では上限の6割しか介護サービスを使っていない。生活保護利用者は最低生活が原則だ。使いすぎです」と言って事業所が作ったケアプランの見直しを求めるケースが増えていることについて改善を求めました。

保護課は「調査・検討する」と答えました。



手前、本庁保護課と懇談する、社保協の皆さん

また、生活保護の“相談”（申請）に行った方の内、申請したのは48%で「水際作戦だ」。申請した方の内、生活保護になったのは95%であり、申請できれば、ほぼ生活保護が認められ「事前審査」になっている。「改善すべきだ」などの指摘も行われました。



意外と知られていない、「後見人は二種類」ある

- ①判断能力がある時に、本人が「任意後見人」を決める
- ②判断能力を失ってから、家庭裁判所が「成年後見人」を決める

後見人は本人に代わって財産管理、入院や施設入所などに必要な契約、行政上の手続きなどを行う権限があり、費用は本人の財産から支出されます。資産が尽きた場合は後見人が生活保護を申請することもできます。

制度の違いは、見出しのとおりです。

①は、本人に十分な判断能力がある時に、あらかじめ、任意後見人となる方や、委任する内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

ただし、この契約は、公証人役場で公正証書をつくり締結することが必要です。

本人、配偶者、四親等内の親族は、申し立てができます。本人以外の方の申し立てにより任意後見監督人の選任するには、本人の同意が必要です。

任意後見人は、親族や友人でもなれますし、弁護士などの専門家に依頼することもできます。

一方、②は、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人を法律的に支援する制度です。

申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などができます。成年後見人は、家庭裁判所が指名すれば親族でもなれることがあります。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



戦争準備より、“自己完結型”の防災・災害救助への予算を

■能登地震の惨状もガザの惨状も極めて深刻です。同じ惨状でも、自然災害なのか、人間が起こした戦争なのか、大きな違いがあります。

戦争は、非戦闘員を殺してはならない、無差別攻撃はいけなくなっていますが、兵士が死傷するのは当たり前。でも兵士も同じ人間です。しかも、無差別殺りくがガザでもウクライナでも行われています。今も昔も戦争は無法です。

■岸田内閣は、敵基地攻撃能力を持つために、今後5年間で43兆円の軍事費を使うとして、福祉予算の削減や借金や増税を公言しています。

昨年の軍事費は2.5兆円も増えました。2.5兆円があると、小中学校の給食を無料にして、高校の授業料も完全無料にして、大学の入学金をなくし、学費も半額にできます。

■沖縄の南西諸島をはじめミサイル基地建設計画で、逆に相手からの攻撃目標になると不安が

広がっています。

北九州市でも「敵」の攻撃に備えてと称して自衛隊基地の強靱化、基地の地下化が富野弾薬庫や北方駐屯地でも計画されています。

自衛隊基地は攻撃に耐えても、国民・市民が死傷することを前提にしたヒドイ方針です。

■災害派遣は自衛隊の「主任務」ではなく、「従たる任務」とされています。自衛隊は戦争をするために訓練し、装備をそろえています。

組織の中に、戦闘をする部隊とともに、傷ついた隊員を治療する医療部隊、食料などの運搬や入浴のための施設なども含んだ“自己完結型”の組織です。

戦争のための自衛隊ではなく、日頃から防災や災害救助のための“自己完結型”の組織をつくり、訓練して配置する、地震などの自然災害が多い日本には必要ではないでしょうか。

議会陳情 答弁では「事実を答えて」

生健会の北九州市ブロック協議会は、毎回の北九州市議会に陳情を行っています。

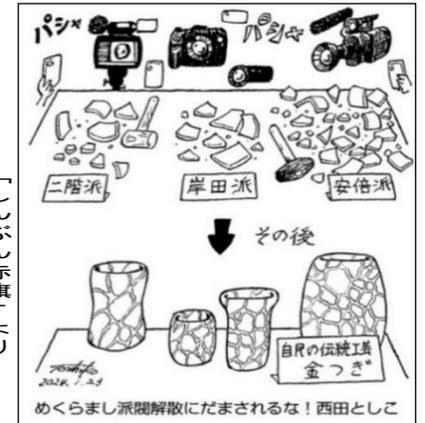


市議会で「口頭陳情」を行う、小倉生健会の田中一郎副会長（中央）
写真提供「小倉タイムス」

その陳情審査の中で、保護課が事実と“大きく異なる答弁”をすることが多くあります。

そこで、今回は「事実でない答弁を改め、実態に即した正確な答弁を求める」陳情を行いました。

陳情に、保護課は建前を答弁しながら「陳情の議事録を職員に伝えている。研修・教育を徹底する」等と答えました。



「しんぶん赤旗」より

※訂正

前月号（紙版）の1面左上の記事で、「200円」とあるのは「2000円」。合計も「6000円」の間違いでした。訂正します。

今月の「実態」

保護課との懇談会での参加者の発言にハッとさせられました。

その方は保護課に「生活保護を利用されている方は、単にお金がないだけでなく、病気や認知症の方、介護が必要な方、ご家族に障害や介護が必要な方、働けなかったり、高齢単身の方が多いいんです。この実態にそった支援を」と求めました。